

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年7月16日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	柿生学園
指定期間	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法（以下、「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関する事。 ・ 法第5条第10項に規定する施設入所支援に関する事。 ・ 法第5条第8項に規定する短期入所に関する事。 ・ 川崎市障害児者日中一時支援（日中短期入所）事業実施要綱に規定する日中一時支援事業に関する事。 <p>その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者グループホームに対する支援等に関する事。 ・ 施設の維持管理に関する事。
指定管理者	<p>名称：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団</p> <p>代表者：長谷川 忠司</p> <p>住所：川崎市高津区久地3-13-1 電話：044-829-1829</p>
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（内線：33821）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	柿生学園は重度の知的障害者の日中及び夜間における日常生活上の支援を行う施設であり、利用者一人一人の障害特性に合わせた支援を行うため、十分な人員配置と高い支援技術が求められるが、そのための人員確保や研修等による支援技術の向上に努め、量・質ともに十分なサービスを提供できている。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	利用者の高齢化に伴い、障害の重度化・重複化が進んでおり、支援ニーズも利用者一人一人の障害特性に合わせたより手厚い支援が求められている。こうした状況の中においても、利用者会の促進や社会参加等の利用者一人一人の意思決定を支援する取組を行うよう努めている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>施設・設備の保守・管理については、委託業者により適切に行われ、また、報告された結果に基づき、優先度をつけて修繕・交換を行った。</p> <p>利用者に関わる事故については、事故対応マニュアルにて未然防止と事故原因の究明と検証の徹底という事後対応を標準化し、また、ヒヤリハット事例の報告、及び緊急時における全職員を招集しての注意喚起を行った結果、第Ⅱ期指定管理期間中に事故件数を大幅に減少させた。</p> <p>災害等への対策については、年に2回の避難訓練を実施し、備えを行っている。</p>
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	利用者の高齢化・障害の重度化を見据えて、専門機関と、より緊密に連携し、研修等を通じて他施設の取組に学ぶ必要がある。一方、社会全体の障害理解の推進と協力関係構築のため、豊富な経験を有する立場として、また、責任ある社会の一員として積極的な情報発信をはじめとする役割分担を意識した取組を進めることが求められる。

5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	
---	---------------------------------	--

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																				
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	3か月ごとのモニタリングや年度報告書等、各種報告に基づいて管理・運営の状況を把握に努めた。また、電話による聴き取りや必要に応じた実地調査を行い、問題解決に向けて協議・指導を実施した。																				
2	制度活用による効果はあったか。	<p>利用者の希望を常に確認し、個々の障害特性に即した支援を実施した。また、専門機関等からの助言や各種研修の受講により、施設全体としてサービスの向上に努めた。</p> <p>このような運営姿勢とサービス内容が利用者・家族等から評価され、高い利用率を維持できた結果、安定性・継続性のある事業展開と収支状況を確保しており、さらなるサービスの向上も期待できる。</p> <p>【利用者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所 (定員60名)</td> <td>59</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>短期入所 (定員4名) (延利用者数)</td> <td>937</td> <td>1,382</td> <td>1,716</td> <td>1,788</td> </tr> <tr> <td>日中一時 (1日5名) (延利用者数)</td> <td>26</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	H26	施設入所 (定員60名)	59	60	60	60	短期入所 (定員4名) (延利用者数)	937	1,382	1,716	1,788	日中一時 (1日5名) (延利用者数)	26	15	15	34
	H23	H24	H25	H26																		
施設入所 (定員60名)	59	60	60	60																		
短期入所 (定員4名) (延利用者数)	937	1,382	1,716	1,788																		
日中一時 (1日5名) (延利用者数)	26	15	15	34																		
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>利用者の高齢化に伴い障害が重度化・重複化する中、利用者一人一人の障害特性に合わせたより高度で適正な支援をするための人員の確保が求められており、それを可能とするため、業務内容及び経費について、検証していく必要がある。</p> <p>開所してから約30年が経過し、設備の経年劣化が著しく進行していることから、必要な修繕費用を計上することが必要である。</p>																				
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	市内に整備の障害福祉サービス事業所の運営形態の現状（民設民営又は公設民営）については、障害者を取り巻く状況の変化に対応できる形で検証していく必要がある。																				

4. 今後の事業運営方針について

<p>障害福祉サービス事業所については、障害者総合支援法による給付費及び利用者負担により施設運営がなされている。また、法改正により、障害の範囲の拡大や高齢化に伴う障害の重度化・重複化など、障害者を取り巻く環境は急速に変化しており、個別の状況に応じた適切なサービスの提供が求められている。そのため、非公募更新制を導入した上で、現在の運営形態を継続しつつ、障害者を取り巻く状況の変化に対応可能な仕組みを検証・構築していく必要がある。</p>
--